

名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや
医療事故等公表基準

1 意義

医療事故等について、その事実と対応策等を公表することには、以下の意義があり、その究極の目的は「安全な信頼できる医療・ケアの提供」にある。

- (1) 医療事故等を公表することで、施設運営の透明性を高めることになり、利用者・保護者をはじめ市民の知る権利に応えるとともに、医療・福祉への信頼を獲得することができる。
- (2) 医療事故等を公表することにより、他の重症心身障害児者施設等への情報提供にもなり、医療安全管理に資することとなる。

2 用語の定義

(1) インシデント

利用者の診療やケアにおいて、本来のあるべき姿からはずれた行為や事態の発生を意味する。また、利用者だけでなく訪問者や医療従事者に、障害の発生した事例や障害をもたらす可能性があったと考えられる状況も含む。障害の発生の有無及び過失の有無を問わない。

(2) 医療事故

医療・ケア等を通じて障害が発生した場合を意味する。合併症、偶発症、医薬品による副作用や医療機器・材料による不具合、不可抗力によるものも含む。過失の有無を問わない。

3 分類基準（利用者影響レベル）

インシデント等の発生により生じた利用者の障害の継続性及び障害の程度に応じて、そのレベルを次のように分類する。

レベル	内容
0	間違ったこと(エラーや医療品・医療用具の不具合)がみられたが、利用者には実施されなかった
1	利用者への実害はなかった(何らかの影響を与えた可能性は否定できない)

レベル	内 容
2	事故により、利用者にバイタルサイン等の変化が生じ、観察の強化及び検査、処置の必要が1回生じた場合
3a	定期的に数回の簡単な処置や治療を要した(消毒など)
3b	濃厚な処置や治療を要した(皮膚の縫合、鎮痛剤等の使用、継続的な観察、バイタルサインの高度変化、人工呼吸器装置、手術、入院、骨折、頭部の打撲、熱傷、転落、転倒など)
4	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う
5	事故が死因となった

4 公表基準

院長は、5及び6の手続きにのっとり、次に掲げる基準に基づき医療事故等を公表する。

(1) 院長は、3の表レベル4～5に相当する医療事故について、原則として次の事項を個別的に公表する。

- ア 発生した事故の概要：発生日時、場所、状況、原因
- イ 当事者に関する情報：所属部門、専門分野、経験年数、学会資格
- ウ 事故に対する今後の対策と改善状況
- エ その他必要となる事項

(2) 院長は、3の表レベル3bに相当する医療事故について、次の事項を包括的に公表する。

- ア 発生した事故の概略：発生年月、場所、内容の要約
- イ 事故に対する今後の対策と改善状況
- ウ その他必要となる事項

(3) 院長は、3の表レベル1～3aに相当するインシデントであって、状況によっては利用者の身体に重大な影響を与えるおそれがあったと考えられる事例又は公表することが他の重症心身障害児者施設等に対する警鐘的意義を有する事例について、前号の規定に準じて包括的に公表する。

(4) 院長は、社会的な影響が大きいと考えられる場合には、必要に応じてこれ

を公表する。

(5) 院長は、必要な事項を統計的資料として公表する。

5 患者及び家族等への配慮

(1) 医療事故等の個別的公表に当たっては、利用者及び家族・保護者に対し事前に十分説明を行い、原則として書面により同意を得る。なお、同意が得られない場合は、利用者及び家族・保護者の人権等に配慮し、公表は差し控えるものとする。

(2) 医療事故等の公表に当たっては、その公表する内容から、利用者及び職員等が特定、識別されないように個人情報の保護に十分配慮する。

6 医療事故等の公表の決定

(1) 院長は、施設に設置する医療安全部会（以下「部会」という。）における検討の結果を踏まえて、医療事故等の公表に係る意思決定を行うものとする。

(2) 部会においては、次の項目を検討する。

ア 医療事故等の事実関係、発生経緯及び経過

イ 医療事故等による患者の障害の継続性

ウ 医療事故等による患者の障害の程度

エ 医療事故等の社会的な影響度

オ 医療事故等の公表の可否

カ 医療事故等を公表する場合における公表の内容、範囲及び方法

キ 医療事故等を公表する場合における公表までの手続きの正当性（利用者及び家族・保護者への説明と同意、個人情報の保護等）

7 その他

この基準の運用に当たり必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。